

群馬大学医学部附属病院感謝状贈呈に関する申し合わせ

平成27.10.1 病院長裁定

改正 令和 8. 4. 1

(趣旨)

第1条 この申し合わせは、群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）が行う感謝状の贈呈に関し必要な事項を定める。

(贈呈の基準)

第2条 感謝状の贈呈は、本院の教職員以外の者で、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行う。

(1) 本院に来院する患者、患者家族等に対する療養環境の向上等に尽力した個人又は団体

(2) その他病院長が本院の発展に寄与したと認めた個人又は団体

(被贈呈者の推薦)

第3条 感謝状被贈呈者の推薦は、各部門の長等が病院長に対し行う。

(被贈呈者の選考)

第4条 被贈呈者の選考は、病院長が決定する。

(感謝状の贈呈)

第5条 病院長は、前条により感謝状の贈呈を決定したときは、その都度感謝状を贈呈するものとする。

(様式)

第6条 感謝状の様式は、当該感謝状贈呈の趣旨に応じたものとする。

(事務)

第7条 感謝状の贈呈に関する事務は、医療支援課において処理する。

附 則

この申し合わせは、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

病院長 殿

〇〇〇〇長 〇〇 〇〇 印

感謝状の贈呈について（内申）

標記の件につきまして、群馬大学医学部附属病院感謝状贈呈に関する申し合わせ第3条の規定に基づき、下記のとおり推薦します。

記

1. 贈呈候補者氏名（団体名）

2. 贈呈候補者住所

3. 贈呈候補者生年月日（設立年月日）

4. 活動期間

年 月 ～ 年 月 （通算 年）

5. 活動内容及び推薦理由